

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則

〔 令和5年 3月30日
規則 第 1 号 〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 定年制度（第3条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第9条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第10条—第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の定年等に関する条例（昭和48年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号。以下「条例」という。）第4条第5項、第9条第3項、第12条及び第14条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により職員が退職することをいう。
- (2) 勤務延長 任命権者が、条例第4条第1項又は第2項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 定年前再任用 条例第12条の規定により採用することをいう。

第2章 定年制度

（勤務延長等に係る承認）

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により引き続き勤務させることが必要と認められるときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（様式第1号）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事由が引き続きある場合は、勤務延長の期限の延長承認申請書（様式第2号）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第4条 任命権者は、条例第4条第3項又は第4項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

（勤務延長に係る状況の報告）

第5条 任命権者は、毎年6月末日までに、勤務延長の状況報告書（様式第3号）により、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定により引き続き勤務させている職員を除く。）の状況を管理者に報告しなければならない。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第6条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長承認)

第7条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により管理者の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(様式第4号)に人事記録の写し及び第8条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第8条 任命権者は、条例第10条の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第9条 任命権者は、毎年6月末日までに、異動期間延長報告書(様式第5号)により、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、管理者に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第10条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、前項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第11条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る状況の報告)

第12条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年改正条例附則第4条第1項の規定による勤務についての準用)

- 2 第3条から第5条までの規定は、大川広域行政組合職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年大川広域行政組合条例第5号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第4条第1項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正条例附則第4条第2項の規則で定める職)

- 3 令和4年改正条例附則第4条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合は、令和4年改正条例第2条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(令和4年改正条例附則第4条第2項の規則で定める職員)

- 4 令和4年改正条例附則第4条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合は、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

- 5 任命権者は、暫定再任用(令和4年改正条例附則第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項又は第8条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用をされた場合の給与

(4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 6 令和4年改正条例附則第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項又は第8条の規則で定める情報については、第11条の規定を準用する。

(暫定再任用等に係る状況の報告)

- 7 任命権者は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を管理者に報告しなければならない。

(1) 前年度における暫定再任用の状況

(2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況

(準備行為)

8 附則第5項の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和4年改正条例附則第12条の規則で定める短時間勤務の職)

9 令和4年改正条例附則第12条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第7条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和4年改正条例附則第12条の規則で定める者)

10 令和4年改正条例附則第12条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

(令和4年改正条例附則第12条で定める定年前提再任用短時間勤務職員)

11 令和4年改正条例附則第12条の規則で定める定年前提再任用短時間勤務職員は、附則第9項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前提再任用短時間勤務職員とする。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

(任命権者)



異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則第3条第1項の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について、次のとおり申請します。

記

勤務延長予定者の氏名	
所属	
職名	
職務の級	
給料	給料表 級 号給
定年退職日 (定年年齢)	年 月 日 (歳)
延長前の異動期間 の 末 日	年 月 日
異動期間の延長理由と根拠条項	
現に従事している職務内容	
勤務延長を行おうとする理由と根拠条項	
申請する勤務延長の期限	年 月 日
その他参考事項	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

(任命権者)



勤務延長の期限の延長承認申請書

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則第3条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長について、次のとおり申請します。

記

期限延長予定者の氏名	
所属	
職名	
職務の級	
給料	給料表 級 号給
定年退職日 (定年年齢)	年 月 日 (歳)
勤務延長の理由	
期限	年 月 日
現に従事している職務内容	
期限延長を必要とする理由	
期限延長の期限	年 月 日
その他参考事項	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

（任命権者）



勤務延長の状況報告書

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則第5条の規定により、勤務延長の状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

勤 務 延 長 の 状 況

(年4月1日から 年3月31日まで)

氏 名	所 属	職 名	職務 の級	給 料		定年退職日 (定年年齢)	勤務延長の事由等	勤 務 延 長 の 期 限	職 務 内 容	
				級	号給				勤 務 延長前	勤 務 延長後
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		
						年 月 日 (歳)		年 月 日		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

(任命権者)



異動期間の期限の延長承認申請書

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則第7条の規定により、異動期間の期限の延長について、次のとおり申請します。

記

期間延長予定職員 の 氏 名	
所 属	
職 名	
職 務 の 級	
給 料	給料表 級 号給
異動期間の末日	年 月 日
現に従事している 職 務 内 容	
現に延長された 異動期間の延長理 由と根拠条項	
期間をさらに延長 しようとする理由 と根拠条項	
申請する異動期間 の 末 日	年 月 日
その他参考事項	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

（任命権者）



異動期間延長報告書

大川広域行政組合職員の定年等に関する規則第9条の規定により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

異 動 期 間 の 延 長 の 状 況

(年4月2日から 年4月1日まで)

氏 名	所 属	職 名	職務 の級	給 料		異動期間の末日	延長された異動 期間の延長事由等	延長された異動 期 間 の 末 日	職 務 内 容	
				級	号給				異 動 期 間 延 長 前	異 動 期 間 延 長 後
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		
						年 月 日		年 月 日		